

# 韓国知的財産ニュース 2020年1月後期

(No. 407)

発行年月日：2020年2月3日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、1月15日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

※今号はありません。

### 関係機関の動き

- 2-1 2019年、知財権の保証・融資・投資規模1兆3,504億ウォンを達成
- 2-2 特許庁、「国家炭素素材 IP 協議体の発足式および第1回フォーラム」開催
- 2-3 特許庁、「2020 清廉度向上総合対策」施行

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 産業部貿易委、「『ポンイヨ』を連想させる『ポンイヤ』のベトナム輸出は『商標権侵害』」
- 3-2 現代自動車、特許庁「中小企業の技術奪取是正勧告」の取消訴訟提起を却下
- 3-3 11 STREET、「知識財産権保護センター」改編

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません

### その他一般

- 5-1 特許庁、「2020 生活発明コリア」のアイデア受付3月31日（火曜）まで

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

2-1 2019年、知財権の保証・融資・投資規模 1兆3,504億ウォンを達成

韓国特許庁 (2020.1.16)

### 韓国知的財産金融の1兆ウォン時代開幕

2019年に韓国知的財産（IP）金融（※）市場の規模が1兆ウォンを突破した。

※IP金融とは、企業が不動産などの固定資産ではなく、特許のような知的財産権を担保にして融資や投資を受けることにより事業資金を調達する金融システムをいう。

韓国特許庁によると、2019年の新規供給基準で知財権を担保に実行するIP担保融資額は4,331億ウォン、知財権により保証書を発給するIP保証額は7,240億ウォン、優秀知財権を保有する企業または知財権に直接投資を行うIP投資額は1,933億ウォンに達しており、全部合わせるとIP金融市場の規模は1兆3,504億ウォンに至っていることが分かった。

IP金融の規模は、ここ数年間徐々に増加しており、2018年の7,632億ウォンに次いで、2019年には前年比5,872億ウォン（77%）という顕著な増加ぶりを示している。

※IP金融規模の推移（億ウォン）：（2015）4,115 → （2016）5,774 → （2017）6,871 → （2018）7,632 → （2019）13,504（前年比77%増）

これは、政府の金融イノベーションを基調とする取り組みと、企業経営において知的財産に対する企業および金融機関の認識向上による結果であると解釈される。

特に、IP担保融資の場合、前年比4.9倍増加し計4,331億ウォン（2018年884億ウォン）に達しており、銀行別ではハナ銀行が1,230億ウォン、新韓銀行が880億ウォン、国民銀行が692億ウォンの順で融資を実行し、IP投資では興国証券が動画に関する特許技術を基盤に113億ウォンの投資金を誘致した。

また、IP 金融の量的成長だけではなく、優秀投資事例も多数出ているなど、質的向上も伴っていることが明らかになっている。

ID Ventures 社などは、A 機関が保有している通信標準特許（LTE、3G）に 2017 年末に投資し、訴訟およびライセンス交渉により 1 年 8 カ月ぶりに収益が発生して投資金額の 3 倍を回収し、ベンチャー企業の「Sherpa Space」は、植物用のカスタマイズ型光源技術の特許で投資を誘致し、製品（※）開発に邁進した結果、既存技術の限界を乗り越えたという成果が認められ、2020 年に米国 CES（Consumer Electronics Show）で革新賞を受賞した。

※植物の成長段階別に必要な光を最適な波長と光度で与える装置

特許庁は、1 月 16 日（木曜）午後 2 時に韓国知識財産センター（ソウル市江南区）で、2019 年に優秀な成果を収めた IP 金融貢献者を選定して授賞し、IP 金融の優秀事例を共有する計画である。

特許庁長は、「2020 年は、本格的な知的財産金融市場の形成元年となる」とし、「特許庁は、韓国の中小・ベンチャー企業の技術イノベーションが金融の支援を受け、革新成長につながるよう、全力を尽くして支援していく」と述べた。

## 2-2 特許庁、「国家炭素素材 IP 協議体の発足式および第 1 回フォーラム」開催

韓国特許庁（2020.1.29）

自治体および専門研究要員とともに、炭素素材技術の自立化を支援

特許庁は全羅北道、韓国炭素融合技術院とともに国家炭素素材 IP 協議体の発足式および第 1 回フォーラムを 1 月 29 日（水曜）に全羅北道全州所在の韓国炭素融合技術院で開催すると発表した。

『「国家炭素素材 IP 協議体の発足式および第 1 回フォーラム」の概要』

- ・日時場所：1 月 29 日（水曜）15～17 時、韓国炭素融合技術院（全羅北道全州所在）
- ・参加者：特許庁化学生命技術審査局長、全羅北道革新成長産業局長、韓国炭素融合技術院長および炭素素材産・学・研関係者など（約 50 人）
- ・内容：炭素素材産業・特許動向調査の事業結果および国家 R&D 政策などの発表、炭素素材に関する素材・部品・設備企業の関係者からの意見集約など

国家炭素素材 IP 協議体は、2019 年 12 月の企業懇談会で議論された、炭素素材など先端素材技術の早期確保策および関連企業の知財権に対する苦情・提言事項などに基づいて、産・学・研・官の協力体系を構築するため推進されてきたものである。

「炭素繊維」とは、韓国の未来中核産業である水素・電気自動車、宇宙・航空、新・再生エネルギーなど、さまざまな産業に適用できる先端素材であり、最近その需要が伸びているが「炭素繊維」関連の韓国内外の特許出願において韓国の割合は（※）約 3%程度である。

※主要国（日・米・EU・中・韓）で Top 10 の出願人を基準に炭素繊維関連技術分野の出願シェアは約 3%（2019 年 10 月基準）

それを受け特許庁は、2019 年 10 月から炭素素材など主要素材・部品・設備の技術分野に関する「産業・特許動向調査事業」を行い、韓国における未来中核産業の基盤となる品目への知財権支援を強化している。

当日、特許庁は「炭素素材分野の産業・特許動向調査事業の結果」、「水素社会のインフラ構築にむけた炭素繊維複合体」を、韓国化学研究院は「炭素素材分野の国家 R&D 課題の進行現況」を、韓国炭素融合技術院は「水素輸送用の大容量圧力容器開発」などといった企業支援策を紹介した。

さらに、今回発足する国家炭素素材 IP 協議体を通じて、特許庁はそれに関する特許動向などを持続的に業界に共有し、政府、自治体、大手・中小企業および研究機関との有機的な協力を通じて、炭素産業の育成を積極的に支援することにした。

特許庁の化学生命技術審査局長は「炭素素材は、未来の製造業の中核となる先端素材だが、技術開発とそれによる特許網の構築が競争国家に比べて相対的に不足しているのが実情である」とし、「これから継続的に協議体を運営することで、企業の知財権などに対する苦情・提言を聴取し、産業・特許動向調査事業、研究機関・政府・自治体間の協力などを通じて炭素素材技術の自立化および強力な特許創出に向けた支援を強化していくつもりである」と述べた。

腐敗リスクの予防・改善、清廉な文化の定着・拡散、公職倫理の定着推進

特許庁は、清廉な文化を組織文化として定着させるため「2020 清廉度向上総合対策」を施行する計画である。

特許庁は公正な社会に対する国民の期待に応え、IP5 (※) 加盟国の位相にふさわしい廉潔で清廉な特許庁に飛躍するため今回の対策を設けている。

※IP5 (Intellectual Property 5) : 世界特許出願の中で 80%の割合を占めている米国・中国・欧州・韓国・日本特許庁の会議体

今回の対策は、幹部の率先により清廉なリーダーシップを向上させ、皆が自ら参加することを誘導する「上層部からの清廉な文化の拡散」が重要であり、「腐敗リスクの予防・改善、参加と疎通による清廉な文化の定着・拡散、国民の目線に立った公職倫理の定着」といった 3つの戦略が推進される。

主要内容は、外部専門家のコンサルティングを通じた清廉レベルの診断、脆弱な時期に清廉注意報の事前発令、官民清廉協議体の構成および運営、内部の倫理基準を引き上げた公務員行動綱領の強化、全社レベルのクリーン実践運動の展開と清廉教育の充実化、通報者の保護強化を通じた公益通報の活性化などである。

特許庁は、大韓弁理士会、韓国知識財産協会などの民間団体とのコミュニケーションを通じて外部の利害関係者・政策顧客と内部の構成員が体感する清廉度の差を克服し、国民の目線に立った公職倫理を定着させるために、積極的に取り組んでいくと述べた。

特許庁長は、「今回の対策に含まれている詳細な課題は、当庁の清廉なイメージの向上にむけた全庁職員の実践約束である」とし、「個々の課題が充実で持続的に推進されるよう最善を尽くし、2020年が清廉かつ廉潔な特許庁として跳躍するための元年になるように努力する」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 産業部貿易委、『ポンイヨ』を連想させる『ポンイヤ』のベトナム輸出は『商標権侵害』

電子新聞 (2020. 1. 21)

申請人の登録商標	調査対象物品の使用商標
 第0177333号	
 第0430035号	

<<資料 産業通商資源部>>

韓国産業通商資源部の貿易委員会（以下、貿易委）は、お菓子「ポンイヨ」を連想させる「ポンイヤ」というお菓子のベトナムへの輸出は、商標権侵害であると決定した。

貿易委は1月21日、第396回会議を開いて韓国国内企業の2社が「ポンイヤ」という名前のお菓子をベトナムに輸出したのは、ソウル食品工業のお菓子「ポンイヨ」の商標権を侵害した不公正貿易行為に該当すると判定した。

貿易委は、韓国国内企業2社について、製造・輸出の中止、是正命令を受けた事実の公表などといった是正措置および課徴金納付を命令した。また、国内の特許権、商標権、著作権など知財権を侵害する物品の輸出入は不公正貿易行為調査の対象に該当すると強調した。中小・零細の輸出入企業が知財権に対する認識不足により不公正貿易行為調査の対象にならないよう細心の注意を払うことを呼びかけた。

貿易委は、当日の会議で肺炎球菌ワクチン特許権の侵害に関する不公正貿易行為調査開始も決定した。

肺炎球菌ワクチンの特許権を保有している海外企業の「Wyeth LLC」は、韓国国内企業 2 社が自社の特許権を侵害した物品を輸出したのは、不公正貿易行為であると調査を申請した。

貿易委は、「Wyeth LLC」の特許権・調査申請書を検討した結果、韓国国内企業 2 社が製造・輸出した調査対象物品が申請人の特許権を侵害し輸出された嫌疑を持っていると判断した。今後、書面調査、現地調査、技術説明会などの関連手続きに基づき、通常 6～10 カ月間調査してから不公正貿易行為の可否を判定する計画である。

### 3-2 現代自動車、特許庁「中小企業の技術奪取是正勧告」の取消訴訟提起を却下

韓国特許庁 (2020. 1. 27)

現代自動車が中小企業の悪臭除去技術を奪取したと、特許庁が下した是正勧告に対して取消を求める訴訟を提起したが、法院がそれを却下した。

1 月 27 日、法曹界によると、ソウル行政法院行政 1 部は、現代自動車が特許庁を相手に提起した是正勧告決定処分<sup>1</sup>の取消訴訟に対する却下を決定した。

却下は、訴訟や請求が要件を備えていない場合、その主張自体を最初から判断せずに裁判手続きを終える決定である。

特許庁は、2018 年 12 月に現代自動車が BJC 社の微生物剤と悪臭低減の実験結果を同社の同意無しで慶北大学に渡し、新しい微生物剤を開発させるなど、アイデアを奪取したと是正を勧告した。

特許庁は、現代自動車が開発した微生物剤を現代自動車・慶北大学の共同特許として登録し、それを塗装ブースで使用した行為も問題になると判断した。

これを受け現代自動車は、技術奪取と特許関連の民事訴訟 1 審で勝訴したにもかかわらず、特許庁が背馳する判定をしたと直ちに反発した。

以前に BJC は、現代自動車を相手に損害賠償請求訴訟を起こしたが、1、2 審で全部敗訴した。この事件は、大法院で保留中である。



行政法院は、特許庁の是正勧告が行政訴訟を通じて取消が求められる行政処分ではないと判断した。行政処分は、行政庁が具体的事実に対して公権力の行使、または拒否などの方法により、法を執行することを意味する。国民の権利義務に直接影響を与えなければならない。

裁判部は「特許庁の是正勧告は行政目的を実現するために、原告に指導・勧告・助言などを行う非権力的行為」とし、「相手の任意の協力を求める行政指導であるだけであり、行政処分とは判断できない」と却下の理由を明らかにした。

### 3-3 11 STREET、「知識財産権保護センター」改編

電子新聞 (2020. 1. 31)

韓国の EC サイト「11 STREET (イレブンストリート)」が商標権、特許権、著作権、肖像権など知的財産権の保護にむけた「知識財産権保護センター」のプラットフォームを改編してオープンした。

知識財産権保護センターは、11 STREET の商品のなかで本人の知的財産権に対する侵害が疑われる場合、直ちに通報することができるプラットフォームである。商標権や特許権などを保有している権利者の利便性をアップグレードした。権利者が知識財産権保護センターで簡単に通報でき、販売者の疏明内容と処理結果を一目で確認できるため、速やかな制裁措置が可能になる。

特許庁傘下の特許情報院が運営している特許情報検索サービスの「KIPRIS Plus」と連動し、保有権利の変動事項もリアルタイムで把握することができる。通報された販売者も侵害理由を確認した後、オンライン上で即時に疏明、提出できるため、より速やかにフィードバックをすることができる。

11 STREET は、2009 年から知的財産権者の権利を保護し、侵害行為を防ぐため、知識財産権保護センターを運営している。サムスン電子、シャネル、アモーレパシフィック、ナイキ、金&張法律事務所、米州など国内外の権利者が会員として加入し、侵害通報活動はもちろん集中モニタリングも常時実施している。

知識財産権保護センターの会員が商標権や特許権など知的財産権を侵害されたと判断した場合、簡単な手続きで申請すればよい。通報を受けた 11 STREET の販売者は、3 日以内に疎明や是正しないと、通報された商品は即時に販売禁止することができる。「知識財産権保護センター」は、11 STREET のウェブサイトの下部から接続することができる。



11 STREET Corp. センターのセンター長は「知的財産権を保護するための活動は、権利者はもちろん、適法な手続きを経た真正商品を販売する販売者と顧客を保護する重要な役割を果たしている」とし「今後も顧客が 11 STREET の商品を信頼して購入できる環境を造るために、さらに努力していく」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

5-1 特許庁、「2020 生活発明코리아」のアイデア受付 3 月 31 日（火曜）まで

韓国特許庁（2020.1.29）

女性の日常生活でのアイデアで「便利ミアム（便利+プレミアム）」に挑戦してください！

特許庁は、発明を通じて女性起業や雇用創出を支援するための「2020 生活発明코리아」を推進すると発表した。

生活発明코리아は、女性の市場性のある生活密着型製品のアイデアを公募・選定し、知的財産権の出願と試作品の制作や事業化コンサルティングなど、発明による創業初期に必要な支援をカスタマイズ型で提供する事業である。

2020 年で 7 回目を迎える生活発明코리아を通じて主婦、大学生、職歴に空白のある女性など、数多くの女性が創業に成功した。

代表事例として職歴に空白のある女性が発明した「移動式ゴミ分別箱」と「急速靴洗濯乾燥殺菌機」などがある。

また、段ボールとデリバリー料理などの包装材をはがしやすくする「指にはめるカッター」、ペットを飼う人々の苦情を解決するための「ペット用足シャワーヘッド」など、生活をより便利にする発明で、「便利こそプレミアム」という便利ミアム時代の流れに沿って製品化と事業化に成功した事例もある。

※便利ミアム（便利+プレミアム）：便利こそプレミアムという造語として、時間と労力が減らせれば対価をもっと支払っても便利な商品・サービスを選ぶ現象を指す言葉

韓国の女性なら誰でも志願できる生活発明コリアのアイデア受付期間は、1月22日から3月31日までで生活発明コリアのウェブサイト（[www.womanidea.net](http://www.womanidea.net)）で申し込むことができる。知的財産権に出願されていない創作アイデアは「部門1」、知的財産権に出願したが製品化されていないアイデアは「部門2」で受付すればよい。

提出されたアイデアは、生活用品としての開発の可否、商品性や市場性の展望などを重点的に審査する。審査で選定されたアイデアのなかで、「部門1」は専門家のメンタリング、知的財産権出願、デザイン開発および試作品の製作などを支援し、「部門2」はデザイン開発および試作品製作、事業化コンサルティングなどを支援する。

「部門1」の選定者には、事業化計画の審査結果に基づいて公開審査の参加資格が付与され、完成された試作品は11月末の公開審査および授賞式で初公開される予定である。特に今回の生活発明コリア授賞式から発明奨励金の金額を上げて、最高アイデアに選ばれた大統領賞受賞者には発明奨励金1,000万ウォン、国会議長賞および国務総理賞の受賞者にはそれぞれの発明奨励金200万ウォン、長官賞および特許庁長賞の受賞者には発明奨励金50万ウォンがそれぞれ授与される。

特許庁の産業財産政策局長は「女性の繊細な感性と家事・育児などの生活経験は、優秀な発明を可能にする長所である」とし「生活発明コリアを通じて女性の優秀な発明アイデアが雇用創出と起業につながるよう積極的に支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。  
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。  
[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)  
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。  
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。  
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム